

**（車線逸脱警報装置）**

**第67条の2** 車線逸脱警報装置の車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第43条の6の告示で定める基準は、協定規則第130号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則5.及び6.に限る。以下第145条の2において同じ。）に定める基準とする。

2 保安基準第43条の6の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車とする。